



# 秋田県公報

## 目次

ページ

規 則	
秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例施行規則の一部を改正する規則(四・県民文化政策課).....	1

## 規 則

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月十六日

秋田県知事 寺田典城

### 秋田県規則第四号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例施行規則(昭和五十三年秋田県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第五条を第八条とする。

第四条中「」の下に「推奨、」を加え、同条を第七条とする。

第三条の見出し中「自動販売機」を「自動販売機等」に改め、同条第一項中「各号」を削り、同項第一号中「自動販売機」を「自動販売機等」に改め、同項第二号中「自動販売機により図書類を販売する者」を「自動販売機等取扱業者」に改め、同項に次の四号を加える。

- 三 自動販売機等の設置場所の提供者の住所、氏名、生年月日及び電話番号(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)
- 四 自動販売機等管理者の電話番号

五 自動販売機等の設置予定年月日

六 自動販売機等により販売し、又は貸し付ける図書類等の種類

六 自動販売機等により販売し、又は貸し付ける図書類等の種類  
 第三条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「自動販売機による図書類の販売を業とする者」を「自動販売機等取扱業者」に改め、「住所」の下に「(法人にあつては、主たる事務所の所在地)」を、「電話番号」の下に「並びに自動販売機等管理者の氏名、住所及び電話番号」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第三項の規定は、条例第十三条第五項の規定による変更の届出(自動販売機等管理者又は自動販売機等の設置場所の提供者に係るものに限る。)をする場合に準用する。

第三条第三項中「自動販売機により図書類の販売を業とする者」を「自動販売機等取扱業者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 自動販売機等管理者の承諾書及び住民票の写し

二 自動販売機等の設置場所の提供者が当該自動販売機等の設置を承諾したことを証する書面の写し

第三条を第六条とし、第二条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(有害特定がん具類の形状等)

第五条 条例第十二条第二項第三号の規則で定める形状、構造又は機能を有する特定がん具類は、次のいずれかに該当するものとする。

一 性器の形状又は性器に著しく類似する形状を有するもの

二 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有し、かつ、電動式振動機を内蔵し、又は装着することができる構造を有するもの

三 全裸又は半裸の人形(気体又は液体で膨張させ、人形となるものを含む。)

第一条の次に次の二条を加える。

(多数の青少年の利用に供される施設)

第二条 条例第五条の三第一項第四号の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十二条の二に規定する専修学校(同法第八十二条の三第二項に規定する高等課程を有するものに限る。)

二 主として青少年の研修又は宿泊の用に供する施設で知事が告示で定めるもの(有害図書類の内容)

第三条 条例第九条第二項第一号の規則で定める写真又は絵は、次のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。)とする。

- 一 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな状態で次のいずれかに該当するもの
    - (一) 大たい部を開いた姿態
    - (二) 陰部、でん部又は乳房を誇示した姿態
    - (三) 自慰の姿態
    - (四) 排せつの姿態
    - (五) 愛ぶの姿態
    - (六) 緊縛の姿態
  - 二 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの
    - (一) 性交又はこれを連想させる行為
    - (二) ごうかんその他の陵辱行為
    - (三) 同性間の行為
    - (四) 変態性に基づく性的な行為
- 2 条例第九条第二項第二号の規則で定める場面は、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）とする。
- 様式第一号中「第二条」を「第四条」に改める。
- 様式第一号中「~~四動~~部~~先~~機~~設~~置~~部~~」を「~~四動~~販~~先~~機~~等~~設~~置~~部」に改め、同様式表を次のように改める。

表

( A 4 判 )

年 月 日

秋田県知事 様

住 所  
届 出 者 氏 名

( 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 )

電話番号

自動販売機等の設置について(届出)

図書類等を収納する自動販売機(自動貸出機)を設置するので、秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例第13条第4項の規定に基づき、届け出ます。

自動販売機等の設置場所		
自動販売機等の所有者	住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
	氏 名 (生 年 月 日) (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
	電 話 番 号	
自動販売機等取扱業者	住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
	氏 名 (生 年 月 日) (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
	電 話 番 号	
自動販売機等管理者	住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
	氏 名 (生 年 月 日)	
	電 話 番 号	
自動販売機等の 設置場所の提供者	住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
	氏 名 (生 年 月 日) (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
	電 話 番 号	
設置予定年月日	年 月 日	
販売又は貸付けをする 図書類等の種類	書籍 雑誌 ビデオディスク シー・ディー・ロム 特定がん具類・その他( )	

(注) 販売又は貸付けをする図書類等の種類の欄は、該当するものに をつけてください。

様式第一号裏中「自動販売機」を「自動販売機」に改める。  
様式第三号を次のように改める。

様式第3号 表示札(第6条関係)

12 セ ン チ メ ー ト ル	第 号
	この自動販売機等によつて図書類等の販売又は貸付けを業としている者は、次のとおりです。
	自動販売機等取扱業者
	氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
	住 所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
	電話番号
	自動販売機等管理者
	氏 名
	住 所
	電話番号
	15センチメートル

「第3条」や「第6条」及び「回覧名簿」の氏名、住所、電話番号、自動販売機の設置届に係る届出事項の、及び「自動販売機等の設置届に係る届出事項の」及び「収納する自動販売機」の次に「(自動貸出機)」を加える。

氏名	住所
電話番号	

を

変更(予定)年月日
-----------

「記載すること」

年	月	日
---	---	---

「記載してください」及び「回覧名簿」の「自動販売機」及び「自動販売機等」の記載

「第3条」及び「第6条」の「氏名」及び「住所」及び「電話番号」及び「自動販売機の設置届に係る届出事項の」及び「自動販売機等の設置届に係る届出事項の」及び「収納する自動販売機」の次に「(自動貸出機)」を加える。「自動販売機の設置場所」及び「自動販売機等の設置場所」及び「自動販売機の所有者」及び「自動販売機等

の所有者」

自動販売機により図書類を販売していた者

を

自動販売機等取扱業者	廃止年月日
------------	-------

「

電話番号

電

電話番号	年月日
------	-----

「

「第5条」及び「第8条」の「回覧名簿」の「がん具類」及び「特定がん具類」及び「自動販売機」及び「自動販売機等」の記載

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)876600  
FAX(0863)000505  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄